

# 特許協力条約(PCT)に基づく 国際出願の留意点

平成28年12月

国際出願室

## 1. 最近の動向

1-1. 日本語による中間書類(一部)のオンライン提出について

1-2. 手数料の支払いについて

1-3. オンライン出願ソフトについて

## 2. 出願時の手続

2-1. 優先権証明書 of 提出方法

## 3. 出願後の手続

3-1. 手数料の納付手続の留意点

3-2. 手続補正命令に基づく補正手続の留意点

3-3. 氏名(名称)変更届・あて名変更届の同時手続の留意点

3-4. 名義変更手続の留意点

3-5. あて名変更手続の留意点

3-6. 氏名(名称)変更手続の留意点

3-7. 条約34条の規定に基づく補正手続の留意点

# 1. 最近の動向

## 1-1. 日本語による中間書類(一部)のオンライン提出について

- 平成28年4月1日より、日本語による書誌事項の変更手続、手数料納付の手続、その他書類(国際予備審査請求書・答弁書・陳述書・請求の範囲の減縮書)についてインターネット出願ソフトを利用して提出することが可能となりました。
- 一部中間書類がオンラインで提出可能となったことに伴い、対象書類の様式が変更されました。書面による手続であってもデリミタ(【】)を使用した新様式にて提出する必要がありますので御注意ください。

## 1-2. 手数料の支払いについて

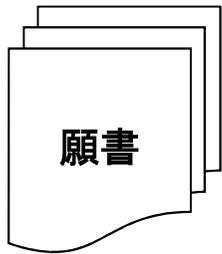
- オンラインで提出可能な書類のうち、手数料の納付を伴う場合については、従来の特許印紙・現金納付・電子現金納付に加え、予納・口座振替(オンライン手続時のみ)を利用した支払いが可能です。
- 軽減を受けたい場合で、インターネット出願ソフト及び予納を利用して出願したい場合は、願書に軽減申請書表紙を添付し、料金テーブルを軽減後の額に修正して提出します。

## 1-3. オンライン出願ソフトについて

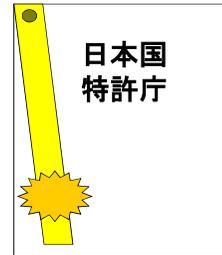
- 平成28年10月2日より、インターネット出願ソフトを利用した英語のPCT出願の受付を開始
- 平成28年12月31日をもってPCT-SAFEを利用した出願の受付を終了

- ① 国際出願時に、優先権証明書を願書に添付して提出する。

## ＜紙書類出願＞



願書 第IX欄 照合欄  
に「優先権書類」が添  
付されていることを記  
載する。

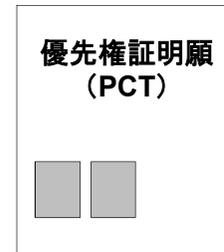


- ② 国際出願時に、優先権証明願 (PCT) を願書に添付して提出する。

## ＜紙書類出願＞



願書 第VI欄 優先権主張の欄の「**受理官庁に対して**優先権書類を国際事務局へ送付することを請求する」旨のチェックボックスにレ点を付す。



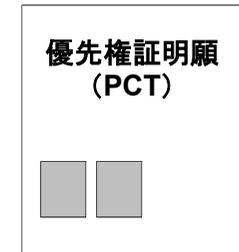
- ③ 国際出願時に、受理官庁に対し優先権書類送付請求をする。

## ＜電子出願＞



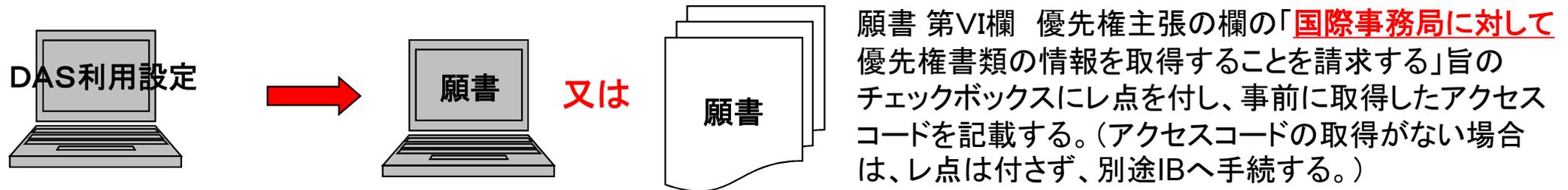
願書 第VI欄 優先権主張の欄の「**受理官庁に対して**優先権書類を国際事務局へ送付することを請求する」旨のチェックボックスにレ点を付す。

**3日以内  
に提出**

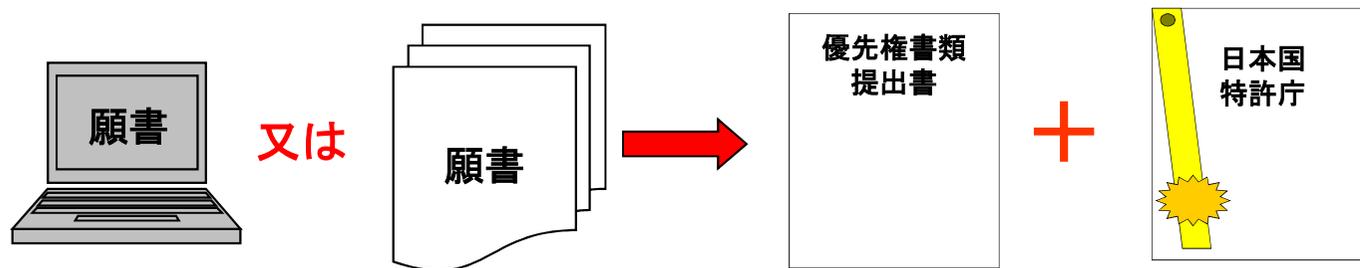


## 2-1. 優先権証明書 の提出方法

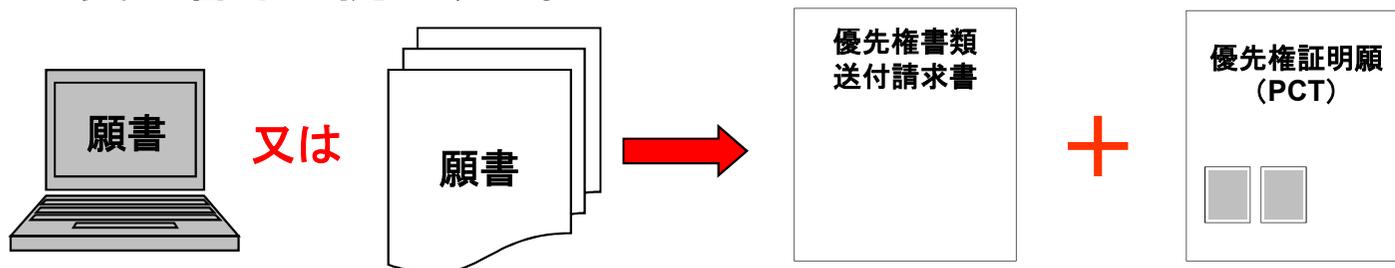
- ④ 国際出願時に、国際事務局に対しDASを利用して優先権書類の取得を請求する。  
(国際出願後IBへ直接請求も可。)



- ⑤ 国際出願後に「優先権書類提出書」にて優先権証明書を受理官庁に提出する。



- ⑥ 国際出願後に「優先権書類送付請求書」に優先権証明願(PCT)を添付して受理官庁に提出する。



## 3-1. 手数料の納付手続の留意点

【書類名】 手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
【識別番号】 987654321  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所 (印)  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 100013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【代理人】  
(【識別番号】) 123456789  
【弁理士】  
【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 (印)  
【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Taro  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町8番地  
【あて名(英語)】 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1020081  
【国名】 日本国 Japan  
【手数料の表示】  
【予納台帳番号】 999999  
【手数料の種類】 送付手数料  
【納付金額】 10,000円  
【手数料の種類】 国際出願手数料  
【納付金額】 143,700円  
【手数料の種類】 調査手数料  
【納付金額】 70,000円

- 出願時に手数料を納付しない場合は、**出願日から1月以内**に手数料を納付
- オンライン手続及び書面手続が可能
- 書面手続の場合でも電子化手数料は不要
- 特許印紙・予納・電子現金納付の利用可
- 口座振替はオンライン手続の場合のみ可
- 書面手続で予納を利用する場合、識別番号及び予納台帳番号の記載、押印必須

## 3-2. 手続補正命令に基づく補正手続の留意点

手続補正書  
(法第6条の規定による命令に基づく補正)

特許庁長官殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP2016/087654
- 2 出願人  
名 称 株式会社東京製作所 (印)  
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,  
Tokyo 100-0013 Japan  
国 籍 日本国 JAPAN  
住 所 日本国 JAPAN
- 3 代理人  
氏 名 弁理士 国際 太郎 (印)  
KOKUSAI Taro  
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地  
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 補正命令の日付 18.10.2016
- 5 補正の対象 願書
- 6 補正の内容 別紙の通り  
明細書第○頁の表1を鮮明な表に訂正します。
- 7 添付書類の目録 明細書第○頁の新たな用紙 1通

- 命令の発送日から**2月以内**に補正を行わない場合、PCT出願は取り下げられたものとみなされる
- 書面手続のみ、オンライン手続不可

<よくある指令事項>

- 発明の名称について、願書の第 I 欄に記載のものと、明細書の冒頭に記載のものが相違する
- 明細書における表又は図面が不鮮明である
- 図の上下を正しく配置することができない場合に、図面の図の上端が用紙の左側になるように描かれていない
- 日本のみで通用する図番が使用されている (イ)(ロ)(ハ)・(一)(二)(三)等

### <手続補正書作成の留意点>

- 手続補正書(書類名)の下に「(法第6条の規定による命令に基づく補正)」と記載
- 補正命令の日付は、命令の発送日を記載
- 補正の対象の欄は、願書、明細書、請求の範囲、図面の書類名を記載
- 補正の内容の欄は、補正後の差替え用紙を添付するため、「別紙のとおり」と記載し、補正した趣旨を簡潔に記載
  - 願書の発明の名称を明細書の発明の名称に合わせる補正をする場合  
記載例: 願書の発明の名称を「〇〇〇」から「×××」に補正します。  
(差替え用紙を添付しなくともOK)
  - 図面又は表が不鮮明の場合  
記載例: 別紙のとおり。図1を鮮明な図に訂正します。  
: 別紙のとおり。明細書第〇頁の表1を鮮明な表に訂正します。
- 添付書類の目録の欄は、差替え用紙の書類名と頁番号及び部数を記載  
記載例: 「明細書第〇頁の新たな用紙 1通」

# 3-3. 氏名(名称)変更届・あて名変更届の同時手続の留意点

## <氏名(名称)変更届とあて名変更届を同時に同時提出する例>

【書類名】氏名(名称)変更届  
【あて先】特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
【識別番号】987654321  
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所 (印)  
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】1000013  
【国名】日本国 Japan  
【国籍】日本国 Japan  
【住所】日本国 Japan  
【氏名又は名称を変更した者】  
【事件との関係】出願人  
【旧氏名又は名称(日本語)】株式会社江戸製作所  
【旧氏名又は名称(英語)】EDO SEISAKUSHO CORPORATION  
【新氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所  
【新氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】1000013  
【国名】日本国 Japan  
【国籍】日本国 Japan  
【住所】日本国 Japan  
【代理人】  
(以下、省略)

【あて名】は  
新あて名を記載

【あて名】は  
新あて名を記載

【書類名】あて名変更届  
【あて先】特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
【識別番号】987654321  
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所 (印)  
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】1000013  
【国名】日本国 Japan  
【国籍】日本国 Japan  
【住所】日本国 Japan  
【あて名を変更した者】  
【事件との関係】出願人  
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【旧あて名(日本語)】東京都港区日野1丁目2番5号  
【旧あて名(英語)】2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo  
【旧郵便番号】1000051  
【旧国名】日本国 Japan  
【新あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【新あて名(英語)】4-3,Kasumigaseki 3-chome,Chiyoda-ku, Tokyo  
【新郵便番号】1000013  
【新国名】日本国 Japan  
【国籍】日本国 Japan  
【住所】日本国 Japan  
【代理人】  
(以下、省略)

【氏名又は名称】は  
新氏名(名称)を記載

【氏名又は名称】は  
新氏名(名称)を記載

複数の変更届を同時提出する場合は、他方の届が受理されたものとして、**変更後の情報**を記載  
(【旧～】の項目以外は全て新しい情報を記載)

# 3-4. 名義変更手続の留意点

## 出願人手続の場合

【書類名】 名義変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
（【識別番号】）987654321  
【氏名又は名称（日本語）】 江戸株式会社 （印）  
【氏名又は名称（英語）】 EDO CORPORATION  
【あて名（日本語）】 東京都千代田区一丁目1番3号  
【あて名（英語）】 1-3, Kasumigaseki 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【新名義人】  
【事件との関係】 すべての指定国における出願人  
【氏名又は名称（日本語）】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称（英語）】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名（英語）】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000081  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【新名義人】  
【事件との関係】 すべての指定国における発明者  
【氏名又は名称（日本語）】 小林 一郎  
【氏名又は名称（英語）】 KOBAYASHI Ichiro  
【あて名（日本語）】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号株式会社東京製作所内  
【あて名（英語）】 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
（【提出物件の目録】）  
（【物件名】 譲渡証書 1）

- 【出願人】欄に記録されている出願人（単独の場合）又は共通の代表者を記載し、押印する場合  
⇒書面手続及びオンライン手続可  
（証明書の添付は不要）
- 【出願人】欄に記録されている出願人（複数の場合）全員を記載し、押印する場合  
⇒書面手続のみ、オンライン提出不可  
（証明書の添付は不要）
- 【出願人】欄に記録されていない出願人（新たな出願人）のみを記載し、押印する場合  
⇒書面手続のみ、オンライン提出不可  
（証明書の添付が必要）
- 【新名義人】の欄には、名義変更後のすべての名義人（出願人又は発明者）を記載  
（例）出願人をAからBに変更する場合  
⇒Bのみを記載  
（例）発明者を追加する場合  
⇒現時点で記録されている発明者＋追加する発明者の全員を記載
- 【事件との関係】を変更する場合も、名義変更届で行う  
（例）「すべての指定国における出願人及び発明者」  
→「すべての指定国における発明者」
- 【新名義人】のあて名を省略したい場合、受理官庁担当（内線2643）まで問い合わせ要

# 3-4. 名義変更手続の留意点

## 代理人手続の場合

【書類名】 名義変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
（【識別番号】） 987654321  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【新名義人】  
【事件との関係】 すべての指定国における出願人  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【新名義人】  
【事件との関係】 すべての指定国における発明者  
【氏名又は名称(日本語)】 小林 一郎  
【氏名又は名称(英語)】 KOBAYASHI Ichiro  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京製作所内  
【あて名(英語)】 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
【代理人】  
（【識別番号】） 123456789  
【弁理士】  
【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 (印)  
【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Taro  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町8番地  
【あて名(英語)】 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1020081  
【国名】 日本国 Japan  
（【提出物件の目録】）  
（【物件名】譲渡証書 1）

- 既に選任されている代理人が手続する場合  
⇒書面手続及びオンライン手続可  
※証明書(譲渡証書等)、委任状の添付不要
- 新たに選任された代理人が手続する場合  
⇒書面手続のみ、オンライン提出不可  
※証明書(譲渡証書等)の添付が必要  
※別途代理人選任届にすべての出願人からの委任状を添付して提出

- 【出願人】欄には、新名義人の筆頭の者を記載
- 【新名義人】欄には、名義変更後の名義人(出願人又は発明者)全員を記載
- 【代理人】欄には、新名義人の代理人として手続をするすべての代理人を記載
  - ・ 書面手続:すべての代理人が押印
  - ・ オンライン手続:  
【その他】欄を設け、2人目以降の代理人について、「本願の代理人として既に選任されている代理人〇〇は、新たな出願人△△の代理人です。」と記載
- 【新名義人】のあて名を省略したい場合、受理官庁担当(内線2643)まで問い合わせ要

# 3-5. あて名変更手続の留意点

## あて名を削除したい場合

【書類名】 あて名変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
（【識別番号】） 987654321  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 100013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【あて名を変更した者】  
【事件との関係】 発明者  
【氏名又は名称(日本語)】 高橋三郎  
【氏名又は名称(英語)】 TAKAHASHI Saburo  
【旧あて名(日本語)】 東京都港区日野1丁目2番5号  
【旧あて名(英語)】 2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo  
【旧郵便番号】 2340051  
【旧国名】 日本国 Japan  
【新あて名(日本語)】 記載を省略  
【新あて名(英語)】 記載を省略  
【新郵便番号】 記載を省略  
【新国名】 記載を省略  
【代理人】  
(以下、省略)

「記載を省略」と記載

## 旧あて名がなく、あて名を新規に追加する場合

【書類名】 あて名変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
（【識別番号】） 987654321  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 100013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【あて名を変更した者】  
【事件との関係】 発明者  
【氏名又は名称(日本語)】 高橋三郎  
【氏名又は名称(英語)】 TAKAHASHI Saburo  
【旧あて名(日本語)】 出願時に記載を省略  
【旧あて名(英語)】 出願時に記載を省略  
【旧郵便番号】 出願時に記載を省略  
【旧国名】 出願時に記載を省略  
【新あて名(日本語)】 東京都港区日野1丁目2番5号  
【新あて名(英語)】 2-5, Hino 1-chome, Minato-ku, Tokyo  
【新郵便番号】 2340051  
【新国名】 日本国 Japan  
【代理人】  
(以下、省略)

「出願時に記載を省略」と記載

## 3-6. 氏名(名称)変更手続の留意点

【書類名】 氏名(名称)変更届  
【あて先】 特許庁長官 殿  
【国際出願の表示】  
【国際出願番号】 PCT/JP2016/087654  
【出願人】  
 (【識別番号】) 987654321  
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所  
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号  
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1000013  
【国名】 日本国 Japan  
【国籍】 日本国 Japan  
【住所】 日本国 Japan  
【氏名又は名称を変更した者】  
【事件との関係】 発明者  
【旧氏名又は名称(日本語)】 高橋三郎  
【旧氏名又は名称(英語)】 TAKAHASHI Saburo  
【新氏名又は名称(日本語)】 山田三郎  
【新氏名又は名称(英語)】 YAMADA Saburo  
【代理人】  
 (【識別番号】) 123456789  
【弁理士】  
【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 ( 印 )  
【氏名又は名称(英語)】 KOKUSAI Taro  
【あて名(日本語)】 東京都千代田区四番町8番地  
【あて名(英語)】 8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo  
【郵便番号】 1020081  
【国名】 日本国 Japan  
【その他】 発明者のあて名は出願時に記載を省略

- 出願時にあて名(日本語)、あて名(英語)、国名、郵便番号、国籍、住所を省略している場合、氏名(名称)変更届には項目自体を設けず、【その他】欄を設けて出願時に記載を省略している旨の説明を記載

### 補正が可能な期間

- (1) 国際予備審査請求から国際予備審査報告が作成開始されるまでの期間
- (2) 審査官が答弁書提出の機会を与えた場合の当該期間
- (3) 審査官が出願人の請求により補正書提出の機会を与えた場合の当該期間

### <手続補正書作成の注意点>

- 手続補正書(書類名)の下に「(法第11条の規定による補正)」と記載
- 補正の対象の欄には、明細書、請求の範囲、図面のうち補正する書類名を記載
- 差替え用紙の添付
  - 明細書・図面:補正がある頁
  - 請求の範囲:補正後の請求の範囲全文
- 補正の内容の欄には、補正事項の指摘及び当該補正の根拠を記載
  - 例1:明細書の段落[0005]の「～」を「～・・・」に補正する。「～・・・」の記載は出願時の明細書の段落[nnnn]に記載された事項に基づくものである。
  - 例2:請求の範囲第20頁第2項を削除し、第4項を別紙の通り補正し、第5項を追加する。第○項の「△△△」の記載は、出願時の明細書の段落[nnn]に記載された事項に基づくものである。

※補正の根拠の記載とは、PCT出願時の明細書等における補正の基礎となる箇所をいい、補正箇所の基礎となる記載箇所を特定できる程度の説明を記述することを言う

# 3-7. 条約第34条の規定に基づく補正手続の留意点

## 明細書の補正

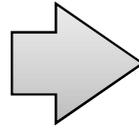
### <補正前>

××××××××  
××××××××  
発明の効果  
[0005]  
××××××××  
×××発明品JPは  
、  
AをBにする効果がある。  
AをBにすることによ

2

り、従来に比べ、  
××××××××  
××××××××  
××××××××  
××××××××  
図面の簡単な説明  
[0006]  
[図1]Bの効果を示した説明図。  
[図2]JPの断面図。

3



### <補正後>

××××××××  
××××××××  
発明の効果  
[0005]  
××××××××  
×××発明品JPは  
、  
AをB及びCにする効果がある。  
AをB及びCにする

2

ことによ

2/1

り、従来に比べ、  
××××××××  
××××××××  
××××××××  
××××××××  
図面の簡単な説明  
[0006]  
[図1]B及びCの効果を示した説明図。  
[図2]JPの断面図。

3

### <注意>

- 明細書の補正は、頁単位で行い、補正のある頁のみを「差替え用紙」として添付
- 文言の追加により、補正が次頁に及んだ場合、当該次頁には枝番を表示  
例：2頁の場合 2、2/1、2/2…
- 「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」の表示や補正箇所の下線を引くことは不可
- 補正の結果、頁全体が削除になる場合
  - 空白の頁の添付は不要(段落番号のみ残る頁の添付も不要)
  - 手続補正書の「補正の内容」欄には削除した旨およびその理由を記載

## 請求の範囲の補正

### <補正前>

請求の範囲	××××××××
[請求項1]××××	[請求項4]××××
[請求項2]××××	××××××
[請求項3]××××	
20	21

### <補正後>

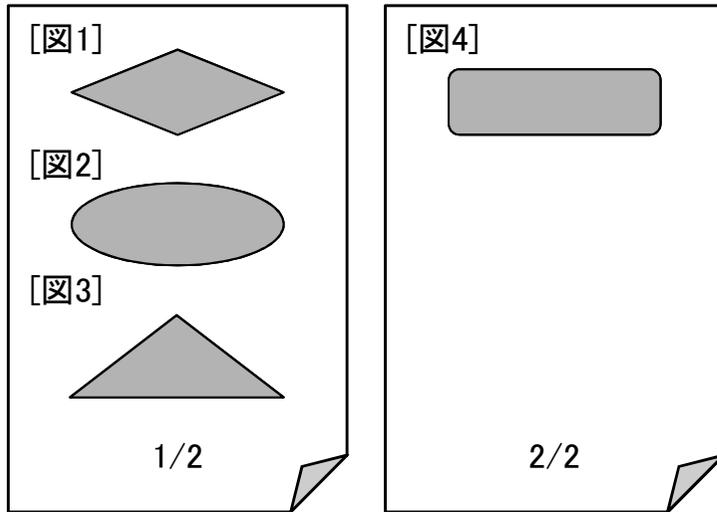
請求の範囲	○○○×××	[請求項6] (追加)
[請求項1]××××	[請求項4]××××	□□□□□□□□
[請求項2] (削除)	××××××	□□□□□□□□
[請求項3] (補正後)	[請求項5] (追加)	
××○○○○○○	△△△△△△	
20	21	21/1

### <注意>

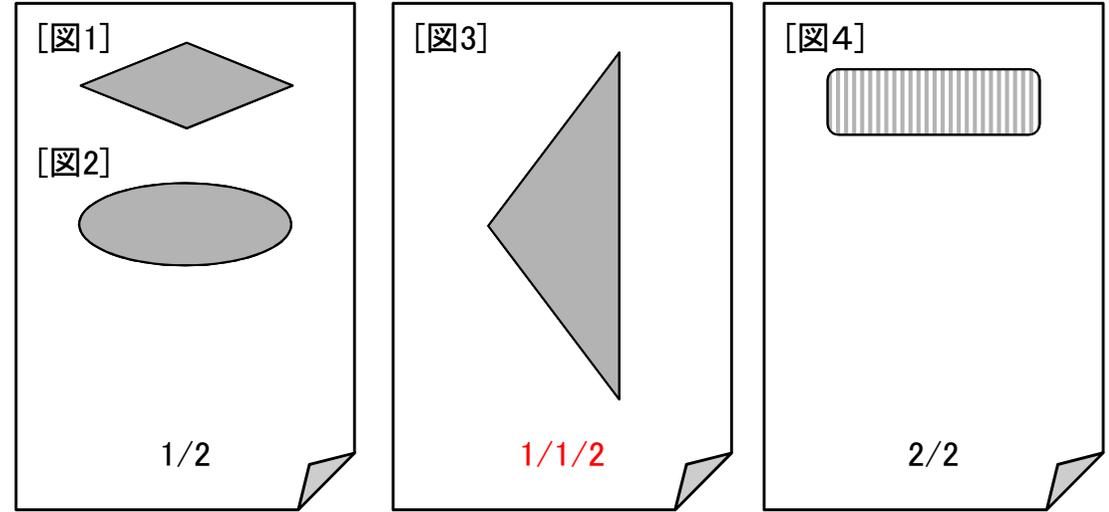
- 請求の範囲の補正は、全文で行い、全文を「差替え用紙」として添付
- 補正を行った項には、項番と本文の間に「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」を表示
- 「(追加)」は、既存の最後の請求項の次に続けて増やしていく
- 補正箇所には下線を引くことはできない
- 補正により頁数が増える場合、既存の最後の頁の次に枝番号の頁を設ける  
例：請求の範囲の最後の頁が21ページの場合 21、21/1、21/2…
- 請求項の「(削除)」は、「本文」を削除し、項番のみ残す
- 一度削除した請求項には、後の補正において再度本文を記載することは不可

## 図面の補正

<補正前>



<補正後> ※図3と図4を補正



<注意>

- 頁単位で行い、補正のある頁のみを「差替え用紙」として添付
- 補正により頁が増える場合、「／」「／」に挟まれた部分に枝番を記載
- 図面が大きい場合、上端が用紙の左端になる形で90度回転させて表示してもよい